

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年11月21日(火) 10時から10時45分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (9人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	1番	里山 明子
	2番	久原 美樹
	3番	峯 俊一郎
	5番	加藤 清満
	7番	森 正三郎
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第30号 農地法第3条の規定による許可について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第4 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井健一郎

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	<p>おはようございます。定刻を過ぎていますが、ただいまから第 11 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は 9 名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることを御報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
議長	【挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。日程 1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号 11 番、川島委員、議席番号 1 番、里山委員の 2 名を指名したいと思います。</p> <p>次に日程 2、会期の決定について。会期は本日の 1 日間といたします。</p> <p>次に日程 3、議案 30 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とし、永井委員から説明を求めます。その前に、岡野委員と森委員は退席をお願いします。</p>
10 番委員	<p>はい、10 番。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可について調査員は私、永井と吉見委員、事務局から堀江さんが参りました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字久根津字親田 829 番 2」、畑、84 m² 合計 1 筆 84 m²です。</p> <p>対価は贈与のためありません。</p> <p>譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 贈与です。</p> <p>譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 受贈です。以下お目通しお願いいたします。</p>
議長	<p>永井委員より調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の音が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 30 号について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数です。議案第 30 号は可決いたしました。</p>
事務局	2 人呼んで。
議長	<p>無事終わりました。次に、日程 4 の議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について説明いたします。資料の 5 ページから 8 ページでご説明いたします。まず 5 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について、公告日を令和 5 年 11 月 28 日を予定しております。内容につきましては、畑 1 件の 6 筆で、貸し手 1 人、借り手 1 人、合計面積 7,964 m²となっております。内容の詳細については 6、7 ページに計画総括表として記載していますので、後ほどお目通しください。それでは個々にご説明いたします。資料の 8 ページをご覧ください。</p>
	<p>整理番号 26 農地の所在地「大字野見山字タガリヤ 122 番」、現況地目「畑」、2,003 m²。「大字野見山字古里 462 番」、現況地目「畑」、1,630 m²。「大字野見山字古里 463 番 1」、現況地目「畑」、1,374 m²。「大字秋徳字尊田 766 番 1」、現況地目</p>

	<p>「畑」、179 m²。「大字秋徳字尊田 769 番」、現況地目「畑」、522 m²。「大字秋徳字尊田 770 番」、現況地目「畑」、2,256 m²。合計 6 筆 7,964 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇合同会社。使用貸借によるもので、対象作物はさとうきびで新規によるものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしておると考えます。ご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありました。この案件について質疑がありませんか？ 峯委員。
3 番委員	はい。借りてる方と代表者は誰なんですか？
事務局	これは〇〇〇〇さんです。
3 番委員	同じ人。
事務局	はい。
議長	よろしいですか？
3 番委員	はい。
議長	他に。川島委員
11 番委員	休憩。
議長	休憩します。
11 番委員	〇〇さんは、自分で会社を作ったということ？
事務局	ですね。会社を作って、前もあつたんですけど、きび酢を販売している様です。真きび酢と言って販売して。
11 番委員	タイケイ種だけにこだわっている。
事務局	多分だと思います。
11 番委員	自分から自分に貸しているということね。
事務局	そうそうそう。会社自体は野見山の方にあります。
9 番委員	もう 1 回、名前を覚えてもらえませんか？
事務局	貸し手と一緒に。貸し手と。
9 番委員	この人がそう。
事務局	自分の土地を合同会社に貸すというです。
11 番委員	前からやとつたけどな。会社として貸したということか。
事務局	いつ設立だったけ？
議長	これから増えそうな感じ？
事務局	〇〇さんの土地は結構一丁近くあるんで。また増えるのかなと思いますけど。
議長	きび酢関係とか。
事務局	今、施設自体が小さいので、現状の物は販売実績がどうなっているのか分からないけど。
9 番委員	野見山の方ですか？
3 番委員	住所は古仁屋ですね。
議長	他に、今、休憩ですけど疑問な点があつたら今のうちに聞いといてください。いいですか？ 他に質疑ありませんか？

	<p>⑥「瀬戸内町大字嘉鉄字里 1390 番」、畑、499 m²</p> <p>⑦「瀬戸内町大字嘉鉄字里 1391 番 1」、畑、257 m²</p> <p>⑧「瀬戸内町大字嘉鉄字里 1391 番 3」、畑、342 m² 合計 8 筆 8,860 m²</p> <p>権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>権利を取得した日：令和 5 年 7 月 17 日</p> <p>権利を取得した事由：相続</p> <p>取得した権利の種類及び内容：種類（所有権）内容：一部耕作している 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望する</p> <p>届出の年月日：令和 5 年 10 月 24 日 以上です。</p>
事務局	<p>ただいま、事務局より報告第 16 号、報告第 17 号の説明がありました。報告については以上で終了いたします。</p>
議長	<p>次に、日程 5 の協議会に移ります。事務局から説明をお願いします。</p> <p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 11 回農業委員会総会を終わります。</p> <p>一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 5 年 11 月 21 日

署名委員

署名委員